

(別紙) 農業委員会の選任委員の選定について (平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に当たっては、<u>農業委員会制度を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、委員の中に、</u></p> <p>農業政策、農地制度等について学識経験のある者                  土地改良、水利慣行等について学識経験のある者                  農業技術、農業経営の改善合理化について学識経験のある者                  青年・女性農業者、認定農業者等の担い手で農業・農村の活性化について学識経験のある者                  農産物の販売・流通等について学識経験のある者</p> <p><u>が含まれるよう配慮した上で、推薦及び選任がなされることが望ましく、特に、青年・女性農業者、認定農業者等の担い手を委員とすることが重要となっているので、その旨貴管下市町村の長に対し周知徹底を願いたい。</u></p> <p><u>また、選任委員は、農業委員会の所掌事務の円滑な遂行を図る観点から、幅広い分野の学識経験者の参画を得る必要があるとの趣旨により設けられているものである。この趣旨を踏まえ、各都道府県知事におかれては、貴管下市町村の議会が委員を推薦するに当たり公平・中立な立場から判断をなし得る委員を推薦するよう当該市町村の長から議会へ要請されたい旨、貴管下市町村の長に対し周知徹底を願いたい。</u></p> <p>[ 削る。 ]</p> <p>なお、「農業委員会の選任委員の選定について」(昭和26年7月11日付け26農政第2260号農林事務次官通知)は廃止する。</p>	<p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。<u>以下「法」という。</u>)第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に<u>あ</u>たっては、<u>農業委員会制度を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、今後、選挙による委員も含め、概ね</u></p> <p>農業政策、農地制度等について学識経験のある者                  土地改良、水利慣行等について学識経験のある者                  農業技術、農業経営の改善合理化について学識経験のある者                  青年・女性農業者、認定農業者等の担い手で農業・農村の活性化について学識経験のある者                  農産物の販売・流通等について学識経験のある者</p> <p><u>を欠くことのないよう推薦及び選任がなされることが望ましいのでその旨周知徹底を願いたい。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>また、農業協同組合及び農業共済組合(以下「組合」という。)の広域化等に伴い、法第12条第1号の規定により組合が推薦する理事又は経営管理委員がない場合には、組合との連携を図る観点から、同条第2号の規定による選任委員として組合の関係者の選任がなされるように配慮するよう周知徹底を願いたい。</u></p> <p>なお、「農業委員会の選任委員の選定について」(昭和26年7月11日付け26農政第2260号農林事務次官通知)は廃止する。</p>